

高崎市電子入札運用基準

第1 趣旨

高崎市がぐんま電子入札共同システム（以下「本システム」という。）を用いて行う入札及び入札に関連する事務取扱について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の関係法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ高崎市が指定し、及び公表する調達案件（以下「電子入札案件」という。）に適用する。

第3 用語の定義

この運用基準において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 協議会 群馬県と県内市町村により、CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）の円滑な推進に向けて相互に連携することを目的として設立された、本システムを開発し、運営する主体である群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会をいう。
- (2) 利用者 本システムを利用する個人又は法人をいう。
- (3) ぐんま電子入札共同システム 高崎市が発注する調達関連業務を行うための次のサブシステムから構成される情報システムをいう。
 - ア 電子入札システム 入札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのシステム
 - イ 競争入札参加資格申請受付システム 入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うシステム
 - ウ 入札情報公開システム 発注案件情報、開札結果及び入札参加資格者名簿等を電子的に公開するシステム
- (4) 電子入札 本システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札及び見積合わせに関わる業務をいう。
- (5) 紙入札 本システムを使用しないで、従来の紙による入札書及び見積書を使用した入札及び見積合わせに関わる事務をいう。
- (6) IC カード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電子入札用 IC カードをいう。
- (7) ID/パスワード 次に掲げる利用者の区分に応じ、協議会が本システムにより利用者を特定するために発行する ID 及びパスワードをいう。
 - ア 高崎市の職員 本システムの利用の権限に応じた ID 及びパスワード
 - イ 入札参加資格者名簿に登録された業者 入札参加資格申請を行うための入札参加資格申請用及び入札に参加するための入札用の2種類の ID 及びパスワード
- (8) 発注担当者 高崎市において、発注に係る業務を担当する者をいう。

第4 電子入札による調達案件の取扱い

1 電子入札案件への紙入札による参加

発注担当者は、電子入札案件については、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）又は入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）（以下これらを「入札参加者等」という。）の紙入札による入札の参加を認めないものとする。ただし、発注担当者は、（1）又は

(2) に示す基準に該当する場合で、入札参加者等が紙入札による入札の参加を希望するときは、紙入札による入札への参加を認めるものとし、紙入札参加申出書（様式第1号）を入札書受付締切日時までに提出させなければならない。

(1) 紙入札での参加を認める基準

ア ICカードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請中又は申請の準備中の場合

イ 発注担当者の錯誤により、電子入札案件に参加できない者を電子入札案件に指名した場合

ウ その他発注担当者がやむを得ない事由があると判断した場合

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準 第12の2に示す場合

2 電子入札案件の紙入札による入札への変更

第12の1に示す場合で、発注担当者が紙入札による入札の執行が必要であると判断した場合は、電子入札案件を紙入札による入札に変更できるものとし、発注担当者は、変更となる入札に係る入札参加者に対し、紙入札移行通知書（様式第2号）により、その旨を通知しなければならない。

3 紙入札による場合の提出済み入札書の取扱い

1及び2のいずれの場合も、入札参加者が既に本システムにおいて入札書を提出済みのときは、当該入札書は開札しないものとする。

第5 調達案件の設定等

1 各受付期間等の時間設定

発注担当者が、本システムに電子入札案件を登録する場合は、次に示す基準により各受付期間等の時間設定を行うものとする。

(1) 入札書受付締切日時は、開札予定日の前日（前日が閉庁日の場合は、それ以前の直近の開庁日）の午後1時を基準とすること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第20条第3項に定める期間については、指名の通知又は入札の参加資格確認結果の通知の日の翌日から入札書受付締切日までの期間とすること。

(3) 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案して時間設定をすること。

(4) 入札書受付開始の日は、入札書受付締切日の3日前を基準とすること。

(5) 再度入札における入札書の受付期間は、再入札通知書を発行した時から翌日（翌日が閉庁日の場合は、それ以降の直近の開庁日）の午後1時までを基準とすること。

(6) その他の期間等日時の設定に当たっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定すること。

2 入札説明書等の電子ファイルの形式等

(1) 発注担当者は、本システムに入札説明書等を電子ファイルで添付する場合は、原則として、PDF（Acrobat6以降のバージョンにより作成したものに限る。）により作成するものとする。この場合において、入札参加者等は、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）、申請書等の入力、編集等を要するときは、次の電子ファイルの形式により作成するものとする。

ア Microsoft Word Word2007形式以上で、発注担当者が認めたバージョンで保存

イ Microsoft Excel Excel2007形式以上で、発注担当者が認めたバージョンで保存

ウ テキストファイル 拡張子TXT又はCSV（カンマ区切り）

(2) 電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP形式又はLHA形式を使用するものとするが、自己解凍方式は使用しないものとする。

(3) 本システムへ登録する電子ファイルは、マクロ等の一連の作業を自動化する機能を持つプログラムを使用してはならない。

3 公告日、公表日以降の調達案件登録情報の修正

公告日又は公表日以降において、調達案件の登録情報について錯誤が認められ、修正する必要がある場合は、発注担当者は、必要に応じ登録情報を修正、又は当該案件の入札を中止する等の処置を行うこととする。この場合において、本システムによる通知の他、電話、FAX 等の確実な連絡方法により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

第6 参加資格確認申請、内訳書等

発注担当者は、電子入札案件について一般競争入札方式、簡易一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式により発注した場合は、当該案件に係る入札参加希望者に対して、原則として次に定める基準により、本システムによる参加資格確認申請等を求めるものとする。案件により内訳書等の提出を要する場合についても、同様とする。

1 関係書類の電子ファイルの形式

(1) 発注担当者は、入札参加者等に対し本システムにより電子ファイルの提出を求める場合は、原則として PDF (Acrobat9 以下で、発注担当者が認めたバージョンにより作成されたものに限る。) による作成を求めるものとするが、必要に応じて次のアプリケーションソフト及びファイルの形式についても認めることができる。ただし、別途指定があるものはそれに従うものとする。

ア Microsoft Word Word2007 形式以上で、発注担当者が認めたバージョンで保存

イ Microsoft Excel Excel2007 形式以上で、発注担当者が認めたバージョンで保存

ウ 画像ファイル JPEG 形式、GIF 形式及び TIFF 形式

(2) 電子ファイルの圧縮を認める場合は、ZIP 形式又は LHA 形式を指定するものとするが、自己解凍方式は認めないものとする。

(3) 本システムへ登録する電子ファイルは、マクロ等の一連の作業を自動化する機能を持つプログラムを使用してはならない。

2 本システムによらない関係書類の提出方法

発注担当者は、次に示す場合については、本システムによる提出によらず、郵送又は持参による提出を求めるものとする。

(1) 入札参加者等が提出する電子ファイルの容量により、本システムへの登録が困難な場合

(2) 案件の内容により、本システムによる提出が困難又は適当でない認められる場合

3 内訳書の事前チェック

電子データとして作成され提出された内訳書は、入札書受付締切日時後、開札前にチェックすることができるものとする。この場合において、事前に出力 (印刷を含む。) をした内訳書は、内容が外部に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

4 ウイルス感染の防止等

(1) 入札参加者等は、電子入札に使用するパソコンにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類の作成時、本システムへのファイルの添付時等にウイルス感染のチェックを行わなければならない。

(2) 発注担当者は、提出された電子ファイルについて直接閲覧等の操作をせず、端末機に保存した後に、ウイルス感染のチェックを行ってから、閲覧等の操作を行うものとする。

(3) 発注担当者は、提出された電子ファイルがウイルスに感染していることが判明した場合は、直

ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該電子ファイルを提出した入札参加者等と関係書類の提出方法を協議するものとする。この場合において、当該入札参加者に対し、ウイルス感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講じるよう指導するものとする。

第7 入札説明書及び調達案件の内容に対する質問及び回答

発注担当者は、入札参加者等からの電子入札案件に関する質問は、本システムにより受け付けることができるものとし、本システムにより受け付けた当該質問に対する回答は、本システムにより行うものとする。

第8 入札書等

1 入札の辞退

入札を辞退するときは、入札書の受付期間内に本システムにより辞退しなければならない。ただし、システム障害等のやむを得ない事由により、本システムにより辞退することができない場合は、入札書受付締切日時までに高崎市競争入札心得で定める辞退届（以下、「辞退届」という。）を提出することにより、辞退できるものとする。

2 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札書受付締切日時になっても入札書が本システムのサーバに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。この場合において、当該入札参加者は速やかに辞退届を提出しなければならない。

3 紙入札による場合

紙入札による場合の入札書の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 紙入札による場合は、入札書を入札書受付開始日から入札書受付締切日時までの間に封筒に封入の上、封印し、提出しなければならない。この場合において、当該封筒の余白に、必ず任意の3桁の数字からなるくじ入力番号を記載しなければならない。（第9の2参照）
- (2) 代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。
- (3) 提出された入札書は、内容が外部に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

4 入札書の無効等

発注担当者は、入札参加者から提出された入札書が入札金額等の必要な事項の入力を欠いている場合のほか、次に該当する入札は、無効とするものとする。

- (1) 内訳書等の添付を必要とする案件の場合で、内訳書等の添付が無い場合
- (2) 入札書が入札書受付締切日時以降に到着した場合

第9 開札

発注担当者は、開札予定日時以降に、次に定めるところにより本システムにより速やかに開札を行うものとする。この場合において、紙入札に係る入札書については、開札予定日時以降に立会人のもとで発注担当者が入札金額を本システムに入力した後、速やかに開札を行うものとする。

1 立会い

- (1) 発注担当者は、入札参加者が立会いを希望する場合は、それを認めなければならない。
- (2) 開札に立ち会う者は、発注担当者の指示があるまで入札会場を退場することができない。
- (3) 開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、当該入札に関

係のない職員を立ち会わせないことができるものとする。

2 くじの実施

落札となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値等を用いた本システムによる電子くじを実施する。

なお、紙入札による場合は、紙入札に係る入札参加者が決めた任意の数値を発注担当者が本システムに入力することにより行う。

第10 入札参加者の IC カード及びパスワード

1 電子入札に使用できる IC カード

高崎市の電子入札に参加できる者は、高崎市の入札参加資格を有する者のうち、本システムに IC カードの利用者登録が完了しているものとする。

2 IC カードの名義

本システムに利用者登録ができる IC カードの名義は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者

(2) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者から、入札、見積及び契約に関する委任を受けている者

3 IC カードが失効した場合の取扱い

本システムに利用者登録した IC カードの名義人が、当該利用者登録をした入札参加者等である企業に属さないこととなった場合、IC カードの有効期限が終了した場合等により失効したときは、当該 IC カードによる電子入札への参加を認めない。ただし、当該入札参加者等において登録している他の有効な IC カードがある場合は、当該 IC カードにより電子入札に参加することができる。

4 特定建設工事共同企業体における IC カードについて

特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）の電子入札のために利用者登録が可能な IC カードは、特定 JV の代表構成員の代表者又は代表構成員の代表者から委任を受けた者の IC カードとする。

5 権限のない者の IC カードが使用された場合の取扱い

入札、見積及び契約の権限のない者の IC カードを使用して提出された入札参加申請書等及び入札書は、無効とする。

6 開札時に失効等で使用できない IC カードが使用された場合の取扱い

入札書を提出した時に使用した IC カードが、有効期限切れ、記載事項（代表者名、商号名称等をいう。）の変更等により開札時点で失効している場合、その入札書は無効とする。

7 パスワードの管理等

パスワードの管理等は、次に示すところによる。

(1) 入札参加資格を有する者に対し、パスワードを適切に管理し、6 か月に1度更新するよう指導するものとする。

(2) パスワードを失念した者には、遅滞なく再発行の手続きをとらせるものとする。

第11 不正行為等

入札参加者等が IC カード又は ID/パスワードの不正利用、虚偽の入札参加資格申請又は入札書の提出等不正な行為により入札を行った場合その他本システムの不適切な使用を行った場合は、その態様に応じ、注意、是正指導、指名停止等の適切な措置をとるものとする。

第12 システム障害等への対応

1 発注担当者側のシステム障害

本システムのサーバ、ネットワーク若しくは関係機器・施設等又は高崎市のネットワーク若しくは関係機器・施設等の障害により、入札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札業務の延期、紙入札への移行等の処置を行うものとする。この場合において、本システムで連絡するか、又は電話、FAX 等の本システム以外の確実な連絡方法により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

2 入札参加者側の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、入札参加者が本システムによる入札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、必要に応じ、入札業務の延期、紙入札への移行等の処置を行うこととする。この場合において、電話、FAX 等の本システム以外の確実な連絡方法により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

附 則

この運用基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成27年12月1日から施行する。

(あて先) 高崎市長

申し出者

住 所

商号または名称

代 表 者 名

紙入札参加申出書

下記案件については電子入札対象案件となっておりますが、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を申し出ます。

記

1 案件番号及び案件名称

2 電子入札システムを利用できない理由

入札参加者 様

高崎市長

紙入札移行通知書

下記案件については電子入札対象案件となっておりますが、紙入札に移行する事を通知します。

記

- 1 案件番号及び案件名称
- 2 開札日時
- 3 開札場所
- 4 紙入札に移行する理由